

令和2年第1回

中津川市議会（定例会）議案

令和2年2月27日

令和2年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第16号	中津川市積立基金条例の一部改正について・・・・・・・・・・	4
議第17号	中津川市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定につ いて・・・・・・・・・・	6
議第18号	中津川市印鑑条例の一部改正について・・・・・・・・・・	9
議第19号	中津川市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	11
議第20号	中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・	16
議第21号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	19
議第22号	中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	23
議第23号	中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	26
議第24号	中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	28
議第25号	中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部改正について	30
議第26号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・	32
議第27号	中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について	34
議第28号	中津川市消防団条例の一部改正について・・・・・・・・・・	37
議第29号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・	39
議第30号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	40

議第31号	事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について・・・・・・・・41
議第32号	事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について・・・・・・・・43
議第33号	事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について・・・・・・・・45
議第34号	事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について・・・・・・・・47
議第35号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
議第36号	工事請負変更契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・50
議第37号	矢平辺地に係る総合整備計画について・・・・・・・・・・・・51

議第16号

中津川市積立基金条例の一部改正について
中津川市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

森林環境譲与税基金を設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例

中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

森林環境譲与税基金	将来の森林整備等の事業 の資金に充てるため	毎会計年度一般会計の歳入 歳出予算で定める額
-----------	--------------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第17号

中津川市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
中津川市工場立地法に基づく準則を定める条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

工場立地法で規定される緑地及び環境施設の面積割合を緩和し、企業の生産活動を支援するため、この条例を定めようとする。

中津川市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語は、法、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
用途地域以外の地域	100分の5以上	100分の10以上

2 前項に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、緑地以外の環境施設を除く施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50に相当する数値を上限として緑地の面積に算入することができるものとする。

(特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条第1項の表に掲げる準工業地域、工業地域、用途地域以外の地域又はこれらの区域以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合において、同表に掲げるいずれかの区域の敷地割合

(当該敷地のうちそれぞれの区域に属する部分の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の当該区域の項の規定を適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第6条 特定工場における環境施設の配置は、当該工場の周辺地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が行われた特定工場において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少に係る変更を除く。)が行われるときは、第3条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考1の二及び三並びに備考3の規定を準用する。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.05」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.1」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.05」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.1」と読み替えるものとする。

議第18号

中津川市印鑑条例の一部改正について
中津川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市印鑑条例の一部を改正する条例

中津川市印鑑条例（昭和51年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第6条第1項第6号中「記録」を「記載が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第19号

中津川市手数料条例の一部改正について
中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

通知カードの廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じるため、この条例を定めようとする。

中津川市手数料条例の一部を改正する条例

中津川市手数料条例（平成12年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中

(4) 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき	300円
---	---------------	-------	------

を

(4) 法第15条の4第1項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票の写し等交付手数料	1通につき	300円
(5) 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき	300円
(6) 法第21条の3第1項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき	300円

に改め、

同表 3 の項中

<p>3 行政手続 における特 定の個人を 識別するた めの番号の 利用等に関 する法律の 規定による 通知カード 及び個人番 号カード並 びに情報提 供ネットワ ークシステ ムによる特 定個人情報 の提供等 に関する省 令（平成26 年総務省令 第85号。 以下この項 において 「省令」と いう。）の 施行に関す る事務</p>	<p>(1) 省令第 11条の規 定に基づく 通知カード の再交付 (通知カー ドの追記欄 の余白が無 くなったと き又は市長 が特に必要 と認める場 合を除く。)</p>	<p>通知カ ードの 再交付 手数料</p>	<p>1枚に つき</p>	<p>500円</p>
<p>同表 3 の項中</p>	<p>(2) 省令第 28条の規 定に基づく 個人番号カ ードの再交 付（個人番 号カードの 追記欄の余 白が無くな ったとき又 は市長が特 に必要と認 める場合を 除く。）</p>	<p>個人番 号カー ドの再 交付手 数料</p>	<p>1枚に つき</p>	<p>800円</p>

」

「

<p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する事務</p>	<p>省令第28条の規定に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき又は市長が特に必要と認める場合を除く。）</p>	<p>個人番号カードの再交付手数料</p>	<p>1枚につき</p>	<p>800円</p>
--	--	-----------------------	--------------	-------------

を

に改め、

」

同表4の項中「650円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第20号

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

老人福祉施設の3施設を用途廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中津川市付知東ふれあいセンターの項から中津川市付知北ふれあいセンターの項までを削る。

別表中

中津川市付知東ふれあいセンター	デイルーム（A） デイルーム（B） 談話室	440円／回 440円／回 220円／回	1回は4時間までとし、4時間以上は2回とする。
中津川市付知南ふれあいセンター	調理室	440円／回	冷暖房使用料は、室使用料の10分の5に相当する額とする。
中津川市付知北ふれあいセンター			
中津川市福岡健康増進施設ほっとサロン	浴場（介護浴室含む。）及び運動浴槽 回数券	440円／回 4,400円 (11回分) 10,000円 (33回分)	小学生未満は、浴場及び運動浴槽を無料とし、小学生又は中学生は220円とする。

を

「

中津川市福岡健康増進施設ほっとサロン	浴場（介護浴室含む。）及び運動浴槽 回数券	440円／回 4,400円 (11回分)	小学生未満は、浴場及び運動浴槽を無料とし、小学生又は中学生は220円とする。
--------------------	------------------------------	--------------------------------	--

に改める。

」

	10,000円	る。
	(33回分)	

」

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第21号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定
めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第6条中「第7条第1項」を「次条第1項」に、「並びに」を「、」に改め、「第3項まで」の次に「並びに附則第3条」を加え、同条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等につ

いては、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第22号

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条中第4項を第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第4条中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第23号

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条
例を定めようとする。

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 6 第2項の規定にかかわらず、市長が放課後児童健全育成事業の運営を適切に行うことができると特に認める場合は、放課後児童支援員の数を1人とすることができる。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第24号

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市新公立病院改革プランに基づき、病院機能を再編するため、この条例を定めようとする。

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中津川市国民健康保険坂下診療所の項中	「	(5) 泌尿器科	」
		(6) 耳鼻いんこう科	

を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第25号

中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

火葬場の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市火葬場の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「10割」を「30割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中津川市火葬場の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第26号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第17条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第27号

中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について

中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

危険物製造所等の完成検査済証の再交付に係る手数料を定めるため、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例

中津川市消防本部消防手数料条例（平成12年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

<p>9 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る許可書及び同項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る許可書の再交付に関する事務</p>	<p>法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る許可書及び同項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る許可書の再交付</p>	<p>危険物製造所等設置・変更許可書再交付手数料</p>	<p>300円</p>
---	---	------------------------------	-------------

を

<p>9 法第11条第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置又は変更の許可に係る許可書及び同条第5項の</p>	<p>法第11条第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置又は変更の許可に係る許可書及び同条第5項の規</p>	<p>危険物製造所等設置・変更許可書及び完成検査済証再交付手数料</p>	<p>300円</p>
--	---	--------------------------------------	-------------

に改め

規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に係る完成検査済証の再交付に関する事務	定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に係る完成検査済証の再交付		
--	---	--	--

」

、同表 1 1 の部 8 の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第28号

中津川市消防団条例の一部改正について
中津川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

消防団員の定員及び手当の額の変更並びに団員に支給する手当から共助会費を控除するため、この条例を定めようとする。

中津川市消防団条例の一部を改正する条例

中津川市消防団条例（昭和28年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1,938人」を「1,828人」に改め、同条第2項中「250人」を「300人」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（手当の控除）

第18条 中津川市消防団員共助会費は、団員に手当を支給する際に、当該手当から控除することができるものとする。

別表中「24,000円」を「25,000円」に、「20,000円」を「23,000円」に、「1,100円」を「1,600円」に改め、「1日を1回の単位とし、」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第29号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
名古屋市緑区	馬場 啓子

議第30号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市阿木	三宅 秀雄

議第31号

事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約を次のように制定することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の
一部を改正する規約

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成
26年中津川市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定
する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第
21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項
の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第32号

事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約を次のように制定することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年中津川市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第33号

事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約を次のように制定することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年中津川市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第34号

事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、中津川市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約を次のように制定することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

中津川市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

中津川市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年中津川市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第35号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

1 譲渡財産

設 備	中津川市情報通信ネットワーク整備事業で構築した 光ファイバケーブル設備及び付属設備
地 区	中津川市落合地区 中津川市神坂地区 中津川市坂下地区 中津川市山口地区

- 2 譲渡の相手方 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 徳升 良弘

議第36号

工事請負変更契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 坂本290号線道路改良工事（第3工区） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 変更前 180,360,000円
変更後 198,808,100円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市千旦林1585番地の19
株式会社 加藤工務店
代表取締役 加藤 政太郎 |

議第37号

矢平辺地に係る総合整備計画について

矢平辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

中津川市長 青山節児

矢平辺地に係る総合整備計画

(令和2年度～令和6年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県中津川市矢平辺地
(辺地の人口 66人 面積 5.1 Km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
中津川市田瀬字 矢平、三会、野頭
- (2) 地域の中心の位置 中津川市田瀬字矢平 1459 番地 1
- (3) 辺地度点数 131点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

矢平辺地は、中津川市福岡地区の最北端、JR 中津川駅からは 22km に位置し、国道 256 号を枝分かれした市道に沿って家屋が点在しています。当地域では、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠いため、日常生活には自動車が欠かせません。

小学生、中学生の安全な通学を確保するために、スクールバスの整備を行い、利便性の向上を図ります。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
通学施設	中津川市		() 16,832	3,710	13,122	13,100
合 計			() 16,832	3,710	13,122	13,100

(注) ()は全体事業費

当初計画策定 令和 年 月 日
 第 1 次変更計画策定 令和 年 月 日
 第 2 次変更計画策定 令和 年 月 日